

Annals of the COI-SEC 2021

筑波大学 利益相反・輸出管理マネジメント室 2021年度 年報

Office of Conflict of Interest and Security Export Control, University of Tsukuba

巻 頭 言

筑波大学では、2014年（平成26年）4月に利益相反・輸出管理マネジメント室（Office of Conflict of Interest and Security Export Control (COISEC)）を設置して以来、利益相反と輸出管理に関する企画・調査研究と管理・普及に取り組み、本学の教職員が安心して教育研究活動等に打ち込める環境を形成することができるよう、その適正な運用に努めてきました。

本学は国内的にも国際的にも「開かれた大学」として、地球規模課題の解決に向けた知の創造とこれを牽引するグローバル人材の創出を目指しています。第4期中期目標においては、「新しい時代を支える GLOBAL TRUST の創出という役割を果たす真の総合大学を実現する」ことを目標の一つとしています。

最近においては、研究活動の国際化、オープン化が進む中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築し、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために、研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の自律的な確保が喫緊の課題となっています。

そうした中で、利益相反マネジメントと輸出管理の適正な運用を推進することは、国際的な信頼に耐え得る大学の活動を支える最も基本的な役割であると認識しています。

本誌は、2021年度における本学の利益相反マネジメントと輸出管理に係る活動状況をまとめたものとなります。本誌が本学における利益相反・輸出管理マネジメント活動の理解の一助となれば幸いです。

2022年7月

利益相反・輸出管理マネジメント室長
筑波大学教授 新谷 由紀子

目次

I. 利益相反・輸出管理マネジメント室 (COISEC) の概要	1
1. 組織	1
(1) 職員等	1
(2) 組織図	1
(3) 場所	2
2. 広報・普及活動	3
(1) 令和3年度第2回全学FD研修会	3
(2) COISEC年報の作成とホームページへの掲載	3
(3) COISECウェブサイトの更新	3
3. COISEC 関連学内業務	4
(1) 兼業審査委員会委員	4
(2) 防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」等に係る研究資金受入審査委員会委員	4
4. COISEC 関連学外業務	5
II. 利益相反マネジメント	6
1. 筑波大学の利益相反マネジメントの概要	6
2. 個人としての利益相反マネジメント・システム	7
3. 組織としての利益相反マネジメント・システム	8
4. 研究インテグリティへの対応のための利益相反規則等の改正	9
(1) 個人的な利益についての随時の報告	9
(2) 報告の対象となる企業等の要件の廃止	9
(3) 報告の対象となる個人的な利益の範囲の改定	9
(4) その他所要の規定整備	9
(5) 施行期日	9
(6) その他ポリシー等の改正	10
5. 利益相反に関する自己申告の電子システムの改修	11
6. 利益相反問題の相談対応	13
7. 利益相反委員会の開催	15
(1) 利益相反委員会委員	15
(2) 第20回利益相反委員会議事次第	15
8. 利益相反アドバイザーボードの開催	17
(1) 利益相反アドバイザーボード委員	17
(2) 第17回利益相反アドバイザーボード議事次第	17
9. 広報・普及活動	19

(1) 研究インテグリティへの対応に関するチラシの作成・配付	19
(2) 動画の作成と配信	19
(3) e-learning の提供	19
(4) ウェブサイトによる情報提供の実施	19
III. 安全保障輸出管理	20
1. 筑波大学の安全保障輸出管理審査の概要	20
2. 輸出管理規則等の改正	21
3. 輸出管理システム（TE _X CO）の改善と改修	22
4. 輸出管理体制の強化と充実	23
(1) 専門人材の強化拡充	23
(2) 部局輸出管理担当者連絡会議／情報交換会	23
(3) 輸出管理人材の裾野拡大	23
5. 教員向け輸出管理啓発活動の実施	24
(1) 大学院教育会議（2021年6月15日）.....	24
(2) オープンファシリティ推進室（2021年10月20日）.....	24
(3) 生命環境系運営委員会（2021年11月10日）.....	24
(4) システム情報工学研究群（研究群長、部局輸出管理担当者、その他）（2021年12月22日）.....	24
6. 部局輸出管理担当者向け輸出管理啓発活動の実施	25
(1) 情報交換会	25
(2) 輸出管理連絡会	25
7. 学外向け輸出管理講演と情報交換	26
(1) RA 協議会第7回年次大会への参画	26
(2) 高エネルギー加速器研究機構（KEK）との情報交換	26
(3) 茨城県警察本部、つくば警察署によるヒアリング対応	26
(4) つくば3機関情報交換会	26
(5) 名古屋大学との情報交換会	26
(6) つくば4機関情報交換会	26
(7) 経済産業省貿易管理部からの依頼による「令和3年度貿易管理普及研修」での講義	27
(8) 東北大学との情報交換会	27
8. 広報普及活動	28
(1) 学内ウェブサイトによる情報提供の実施	28
9. 事前確認手続の実績	29
10. 各部局からの輸出管理相談対応	30
IV. 研究・教育活動	31

1. 主要な研究活動	31
(1) 大学の利益相反アドバイザー養成のためのカリキュラム及び教材に関する研究開発 (科学研究費補助金基盤研究 (C)(一般) (2021～2024) /新谷由紀子ほか).....	31
(2) 技術倫理と研究倫理の不正事例から見た組織的課題に関する一考察 (新谷由紀子)	31
2. 教育活動	33
(1) 学内	33
(2) 学外	33
3. 論文・著作等	34
(1) 査読付き論文	34
(2) 著作	34
4. 発表・講演等	35
(1) 学会発表	35
(2) 学外講演	35
(3) 学内講演	35

I. 利益相反・輸出管理マネジメント室（COISEC）の概要

1. 組織

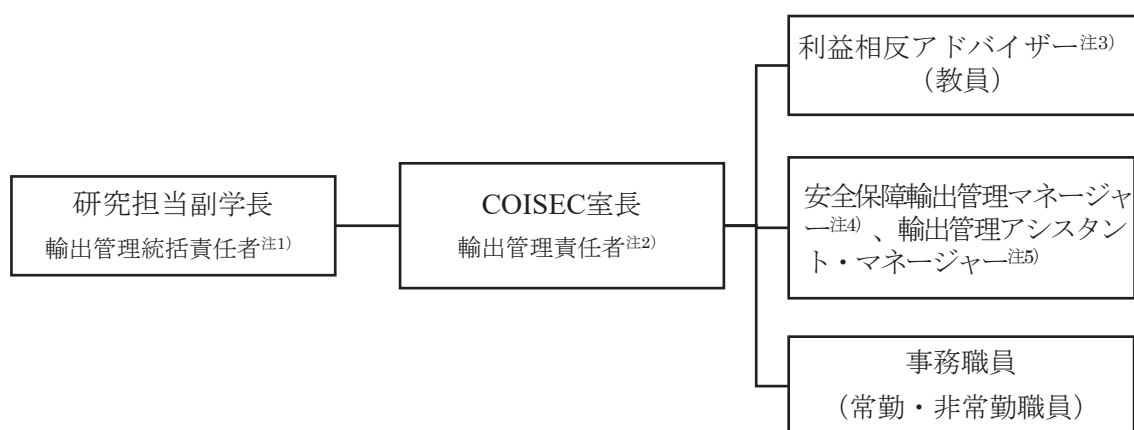
(1) 職員等

(2021年4月1日～2022年3月31日)

職名等	氏名
室長・教授・安全保障輸出管理責任者	境野 明
准教授・利益相反アドバイザー	新谷由紀子
安全保障輸出管理マネージャー	川島 純子
輸出管理アシスタント・マネージャー（2021年8月1日～）	杉浦 勉
係長	1名
シニアスタッフ	1名
非常勤職員	1名

(2) 組織図

(2021年3月31日現在)



注1) 輸出管理統括責任者：輸出管理業務を統括（輸出管理の基本方針及び基本施策の企画及び立案、輸出管理規則の制定及び改廃の立案、輸出管理規則に基づく運用・手続等の策定・改廃、該非判定及び取引審査の承認、本学全体への徹底事項の指示・連絡・要請等、輸出管理業務の監査、輸出管理の研修及び教育、本学の関係部局等の長に対する輸出管理業務に係る報告等の要求・調査の実施・改善措置等の命令、経済産業省への輸出管理業務に係る相談及び許可申請）。

注2) 輸出管理責任者：取引の確認シート及び取引審査（第二次審査）、輸出管理統括責任者への報告等、輸出管理業務手続の推進、輸出管理の研修及び教育、輸出管理業務手続に係る相談に関する業務に従事。

注3) 利益相反アドバイザー：利益相反に関する企画、調査研究、アドバイス等の支援、普及等の業務に従事。

注4) 安全保障輸出管理マネージャー：輸出管理に関する企画、運営、支援、普及等の業務に従事。

注5) 輸出管理アシスタント・マネージャー：輸出管理に関する実務全般について安全保障輸出管理マネージャーの補佐業務に従事。

(3) 場所

共同研究棟 A409 室（事務室）

共同研究棟 A411 室（COISEC 室長）

共同研究棟 A303 室（利益相反アドバイザー）

2. 広報・普及活動

(1) 令和3年度第2回全学FD研修会

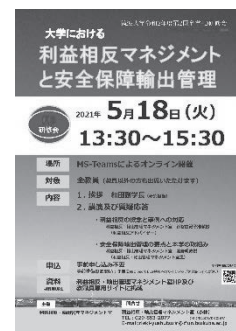
「大学における利益相反マネジメントと安全保障輸出管理」というテーマで、本学の全学FD研修を実施した。また、動画はウェブサイト上で5月25日まで掲載した。

- ・日時：2021年5月18日（火）13：30～15：30
- ・オンライン開催（Teams）
- ・対象：全教員等
- ・内容：

ア. 挨拶 副学長（研究担当） 和田洋

イ. 講演及び質疑応答

- ・利益相反の概念と事例への対応
COISEC 准教授・利益相反アドバイザー 新谷由紀子
- ・安全保障輸出管理の要点と本学の取組み
COISEC 教授・室長 境野明



(2) COISEC 年報の作成とホームページへの掲載

2021年9月に2020年度版COISEC年報を作成し、COISECホームページに掲載した。

(3) COISEC ウェブサイトの更新

随時更新を行い、法令改正や通知等の最新情報を発信した。



3. COISEC 関連学内業務

(1) 兼業審査委員会委員

研究成果活用企業の役員等の兼業審査及び兼業に関する必要事項の審議を行う。

- ・境野明（2017年6月～2022年3月）：本学兼業審査会委員の一人として、利益相反アドバイザーの意見をもとに随時個別審査を実施。取り纏めの組織・職員課に審査結果と付帯意見を提出。

(2) 防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」等に係る研究資金受入審査委員会委員

防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」への応募又はこれに類する研究に係る研究資金の受入れの審査とフォローアップ。

- ・境野明（2019年2月～2022年3月）

4. COISEC 関連学外業務

- ①安全保障輸出管理に関する 11 大学（RU11）連絡会 構成員（事務責任者）
大学における輸出管理の実務課題、ノウハウ等の情報共有
・境野明（2017 年 6 月～2022 年 3 月）

- ②国立研究開発法人日本医療研究開発機構 評価委員会委員
研究公正高度化モデル開発支援事業課題の評価
・新谷由紀子（2016 年 11 月～）

- ③国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 利益相反マネジメント委員会委員
機構の利益相反マネジメントの企画、運用等について審議
・新谷由紀子（2017 年 3 月～）

- ④国立大学法人千葉大学 利益相反委員会委員
委員会への出席及び利益相反の個別案件の審査や体制構築に関するアドバイス
・新谷由紀子（2019 年 5 月～）

- ⑤産学連携学会 学術誌委員会委員
産学連携学会発行の機関誌「産学連携学」の発行関連業務
・新谷由紀子（2019 年 7 月～2021 年 6 月）

- ⑥大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 利益相反マネジメント委員会委員
ガイドラインの策定、個々のケースが許容できるかどうかの調査審議・勧告、社会への情報公開等
・新谷由紀子（2019 年 12 月～）

- ⑦大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 利益相反委員会委員
機構の利益相反マネジメントに関する重要事項を審議
・新谷由紀子（2021 年 1 月～2022 年 3 月）

- ⑧産学連携学会 査読者
学会誌「産学連携学」投稿論文の査読
・新谷由紀子（2021 年 9 月～12 月）

Ⅱ. 利益相反マネジメント

1. 筑波大学の利益相反マネジメントの概要

日本では、1990年代初頭のバブル景気崩壊後、長期にわたる経済の低迷からの脱却を目指して、国を挙げて産学連携が推進されてきた。産学連携では、実社会のニーズに根差した研究の推進や社会貢献の実現などメリットもあるが、反面、大学という公共的機関への民間企業からの資金提供の増加により、利益相反が生じ、時に大きな社会問題となる。利益相反とは、個人や組織の職業的、倫理的な義務や責任を果たす能力が利害関係によって損なわれたり、損なわれているように見えたりする状況をいう。利益相反は政治的・宗教的信条や人間関係など金銭的以外の利害関係についても広く問題とするが、大学においては、産学連携活動において利益相反状況が生じやすく、このため、金銭的利害関係が主要な問題となる。したがって、大学では金銭的利害関係が利益相反マネジメントの主な対象となる。

利益相反マネジメントでは、金銭的利害関係により結果としてバイアスのかかった行動に至る因果関係を証明することが困難であるため、予防措置が基本となる。すなわち、利害関係を明らかにすることによって透明性を確保するとともに、重大な影響を及ぼす恐れのある利害関係については、利益の放棄や研究への不参加、モニタリングなどの対策を取る。

筑波大学においては、2004年12月に産学官連携活動を対象とした個人としての利益相反に関するポリシーを制定し、以来規則等の策定やマネジメント・システムの整備を行い、2016年2月には組織としての利益相反ポリシーも制定した。さらに、2018年度には定期的自己申告書の提出システムの電子化を開始し、申告者及び実務者の作業軽減、業務の効率化、紙資源の節約、文書保存の確実性の確保を図った。さらに、2019年度の自己申告からは、企業等から又は企業等の資金を原資として法人から給与の全部又は一部が支払われるとき当該給与の全部又は一部を申告対象とすることとし、より一層透明性の確保に努めた。

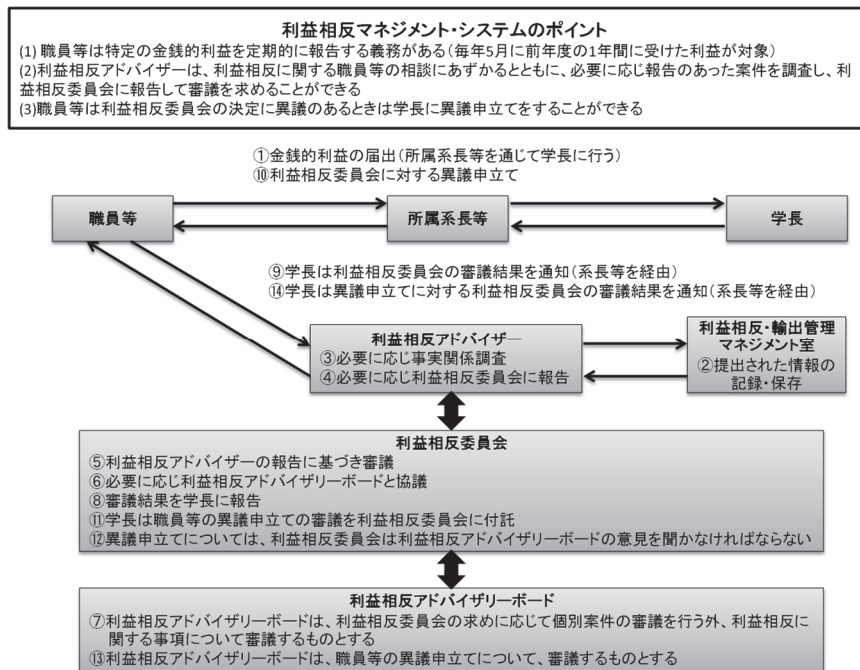
また、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対応するため国際的に信頼性のある研究環境を構築することが求められており、その一環として利益相反・責務相反に関する規程の整備の重要性が指摘されている。このため、2021年度は本学においても利益相反マネジメントの強化を目的として、利益相反規則の改正を行い、それに伴う自己申告の電子システムの改修の取組を進めた。

大学における利益相反問題は、研究をはじめとする大学活動の誠実性が問われる問題であり、そのマネジメントは極めて重要であるといえる。

2. 個人としての利益相反マネジメント・システム

筑波大学の利益相反マネジメントは、①個人的利益に関する透明性の確保、②意思決定に関する公正の確保、③職務の責任に応じた取扱い、という基本的なルールに基づいて実施している。①の個人的利益に関する透明性の確保のために、図Ⅱ-1のように毎年の個人的利益の自己申告を義務付けている。

また、本学の利益相反規則の改正により、2022年度から、定期的申告に加えて、随時申告を行うこととしている。また、随時申告した内容に変更があった場合には変更の申告も行うこととする。このための準備を2021年度に行った。



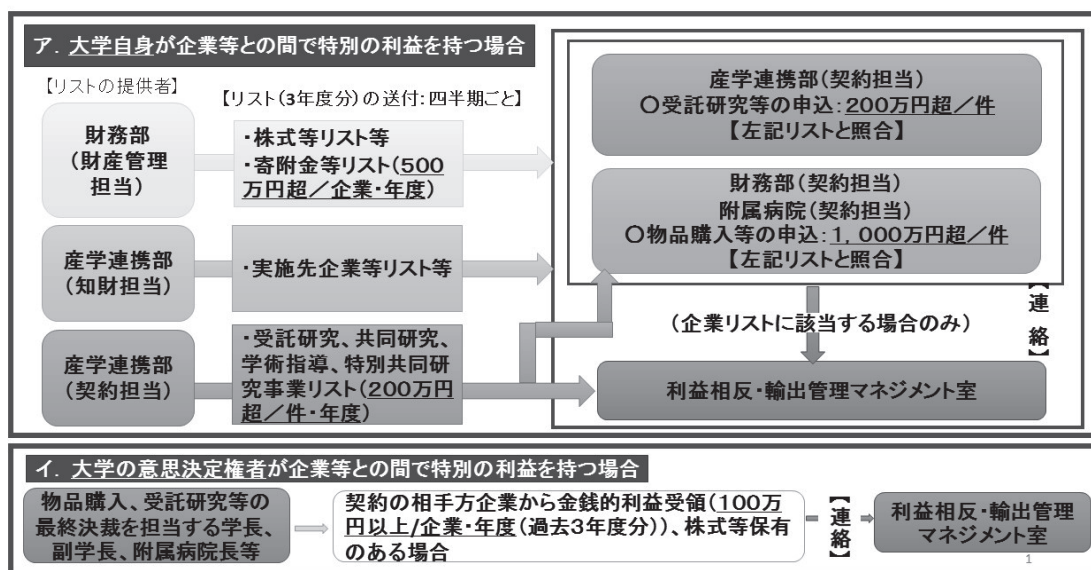
図Ⅱ-1 筑波大学の産学連携における利益相反マネジメントの概要

3. 組織としての利益相反マネジメント・システム

2021年度は、2016年度から新たに運用を開始した組織としての利益相反マネジメントを引き続き実施した。

組織としての利益相反ポリシー制定の背景としては、大学が組織として産学官連携活動に参加する事態が発生してきているということがある。例えば、大学自身が特許権等や株式を保有したり、大学が企業等から多額の寄附金を受けたりすることが起こる一方で、大学がそうした企業等と受託研究等を実施すると、大学自身に組織としての利益相反が生じることになる。さらに、2014年度からは、国立大学法人が特定研究成果活用支援事業に出資することが可能となったこと、などがある。

筑波大学における組織としての利益相反マネジメント・システムの詳細は図II-2のとおりである。組織にかかわる利害関係のリストが契約部署に送付され、利害関係者から一定の金額を超える契約の申込があった場合は、COISECに連絡が来るシステムが整った。情報提供は当該年度を含む3年度分で、四半期ごとに最新の情報が共有されるようになった。



図II-2 筑波大学の産学連携における利益相反マネジメントの概要

4. 研究インテグリティへの対応のための利益相反規則等の改正

近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対応するため国際的に信頼性のある研究環境を構築することが求められており、その一環として利益相反・責務相反に関する規程の整備の重要性が指摘されている。このため、本学においても利益相反マネジメントの強化を目的として、次により、本学利益相反規則の改正を行うこととした。

(1) 個人的な利益についての随時の報告

現行規則では一定の条件に該当する個人的利益については毎年 5 月末までに前年度分を学長に報告することとされているが、これに加えて事案の発生した場合には随時学長に報告することとする（なお、随時報告済みの案件は定期的自己申告の対象外とする。）。

(2) 報告の対象となる企業等の要件の廃止

現行規則では報告の対象となる企業等について本学と共同研究等の実施や物品・役務の提供等契約関係にあることを要件としているが、それらの要件を株式等以外は廃止し、外部の複数の企業等から受けた個人的な利益の合計額が一定額（現行と同じ 100 万円）以上であるときは報告の対象とする。なお、企業等が企業以外の国内の公共的機関（国、地方公共団体、大学、独立行政法人等）であるときは、従来どおり報告の対象外とする。

(3) 報告の対象となる個人的な利益の範囲の改定

現行規則では報告の対象となる個人的利益が兼業報酬、研究成果の実施料収入若しくは売却による収入、企業等からの給与又は株式等に限定されているが、それらに加えて研究資金や物品・役務の提供等についても本学の管理下でないもので職務に関連するもの又は職務の信頼性を損なうおそれのあるものを新たに報告の対象に加える。この場合は一定額以上という要件を外し、すべてを対象とする。

(4) その他所要の規定整備

これまで個人的な利益の報告を産学官連携活動に係るものに限定していたがそれに限定しないこととする。また、本人以外の報告の対象は従来生計を一にする二親等以内の親族とされていたが株式等の保有に限り一親等以内に改めるなど所要の規定整備を行う。

(5) 施行期日

令和 4（2022）年 4 月 1 日から施行する。（ただし、令和 4（2022）年 4 月 1 日～同年 11 月 30 日までの随時申告については、利益相反電子自己申告システムは使用せず紙媒体で行う予定。）

(6) その他ポリシー等の改正

上記(1)～(5)の利益相反規則の改正に伴い、自己申告書や、国立大学法人筑波大学における個人としての利益相反ポリシー、国立大学法人筑波大学における組織としての利益相反ポリシー、国立大学法人筑波大学における組織としての利益相反ポリシー実施要項も改正した。

なお、利益相反規則改正にあたっては、関係部署（総務部組織・職員課、財務部財務制度企画課、産学連携部産学連携企画課）に意見照会を行った（2021年12月14日～21日）。

5. 利益相反に関する自己申告の電子システムの改修

本学においては、2018年度の申告から従来紙媒体で行っていた自己申告書の提出の電子システム化を開始した。上記4に記載の利益相反規則改正に伴い、自己申告書も改定し、自己申告の電子システムの改修も2022年10月稼働のため準備した。新たな自己申告書では次のA～Cの3種類の個人的な利益報告を行うことになり、定期的報告に加え、随時報告と変更報告も行うこととする。

A. 兼業によるもの、研究成果の実施料若しくは売却によるもの、給与の全部又は一部の支払：年間合計100万円以上になる場合は、筑波大学との契約の有無にかかわらず報告の必要がある。随時報告の場合、その年度で100万円以上になる見込みの段階で報告する。

B. 株式等の保有：筑波大学と共同研究や物品購入等の契約関係にある企業等の株式等保有を報告。株式等の種類・保有数等（持分の場合は金額）及び株式等保有先の企業等と本学との関係を記入。株式等の保有の場合のみ、申告者本人以外に、配偶者及び生計を一にする一親等内の親族についても報告義務がある。

C. 法人の管理下でないものであつて職務に関連するもの又は職務の信頼性を損なうおそれのあるものの場合^{注)}（補助金・助成金等のすべての研究資金、奨励金、賞金、寄附金、出張費、講演料、執筆料、物品、役務）：金額の下限はない。

注) 「企業等からの本学の管理下でない資金、施設・設備・機器等の物品、役務等の受入れで職務に関連するもの又は職務の信頼性を損なうおそれのあるもの」について

例えば、民間の研究支援団体から教員個人が研究資金の提供を受けた場合には、本学では教員個人から学長宛てに寄附してもらい本学でその経理を行う取扱いとしているので本学の管理下にあることになる。このように、実際には、企業等からの本学の管理下でない資金、施設・設備・機器等の物品、役務等の受入れで職務に関連するもの又は職務の信頼性を損なうおそれのあるもの、というのは稀なケースであり、ほとんどは本学の管理下にあると考えられる。

なお、企業等からの依頼を受けて講演や原稿執筆を行う場合、本学に兼業の届を提出していれば本学の管理下にあることになり、「兼業報酬」として報告することになる。兼業にあたらぬ原稿執筆により謝金を受け取った場合については、職務外の行為に対して謝金を受け取ったものであり「職務に関連するもの」に該当せず、かつ、このような原稿執筆はそれぞれの分野において長年にわたり広く慣行として行われているので「職務の信頼性を損なうおそれがあるもの」にも該当しないため報告義務の対象外となる。

※職務に関連するもの又は職務の信頼性を損なうおそれのあるものの具体的事例

- 職務に関連するもの：外国政府の関連機関等から教員が大学で行う研究のための資金や設備などの提供を受けることなどが想定される。このほか、企業等から研究設備の提供を受けて研究室で使用していたが、寄附等の手続を取ることを失念していた場合なども含まれる。
- 職務の信頼性を損なうおそれのあるもの：外国政府の関連機関等や外国の大学で何らかの役職に就きその給与を受けている場合（間接的には職務に関連している場合もあるが、形式的にはしない）や、これらの機関等から高額の贈与品などを受けている場合などで、これらにより第三国の政府機関への技術流出が懸念されることによって国際的な信用の低下につながるおそれのある場合。

6. 利益相反問題の相談対応

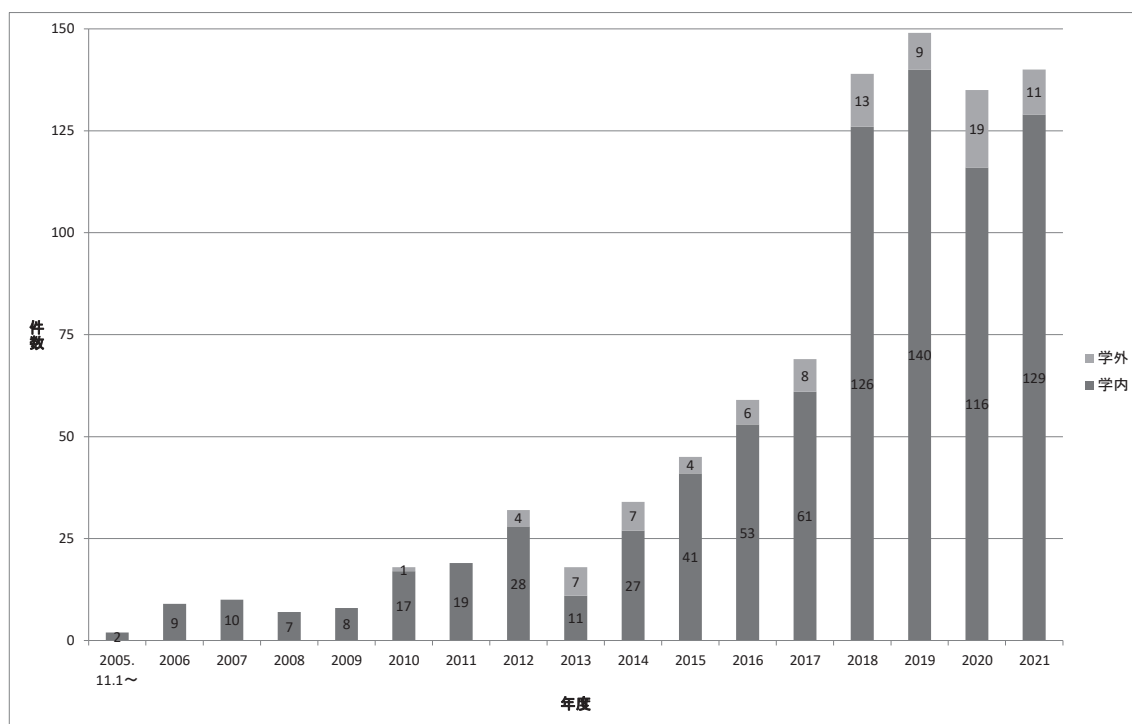
2021年度は、企業の営利活動に筑波大学の研究報告書を引用して使用することについての相談や、社会人大学院生の所属企業との共同研究に関する相談など学内の問い合わせ129件、組織としての利益相反や大学発ベンチャーとの共同研究における利益相反の相談など学外からの問い合わせ11件、計140件の相談に利益相反アドバイザーが対応した。

図II-3は過去の利益相反に関する相談件数の推移であり、近年増加傾向にある。

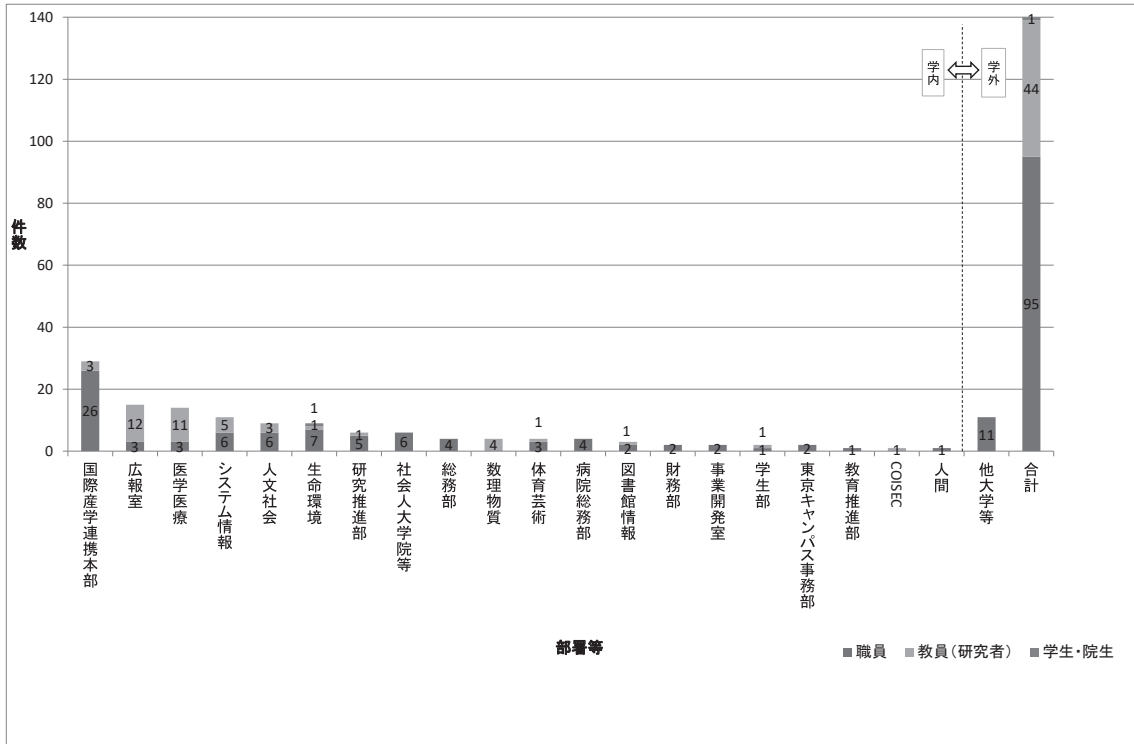
図II-4は相談のあった140件の部署等別の件数である。

図II-5は相談の内容別に分けて示したものである。1件の相談につき複数の内容を含む場合もあるため、167に分類されている。

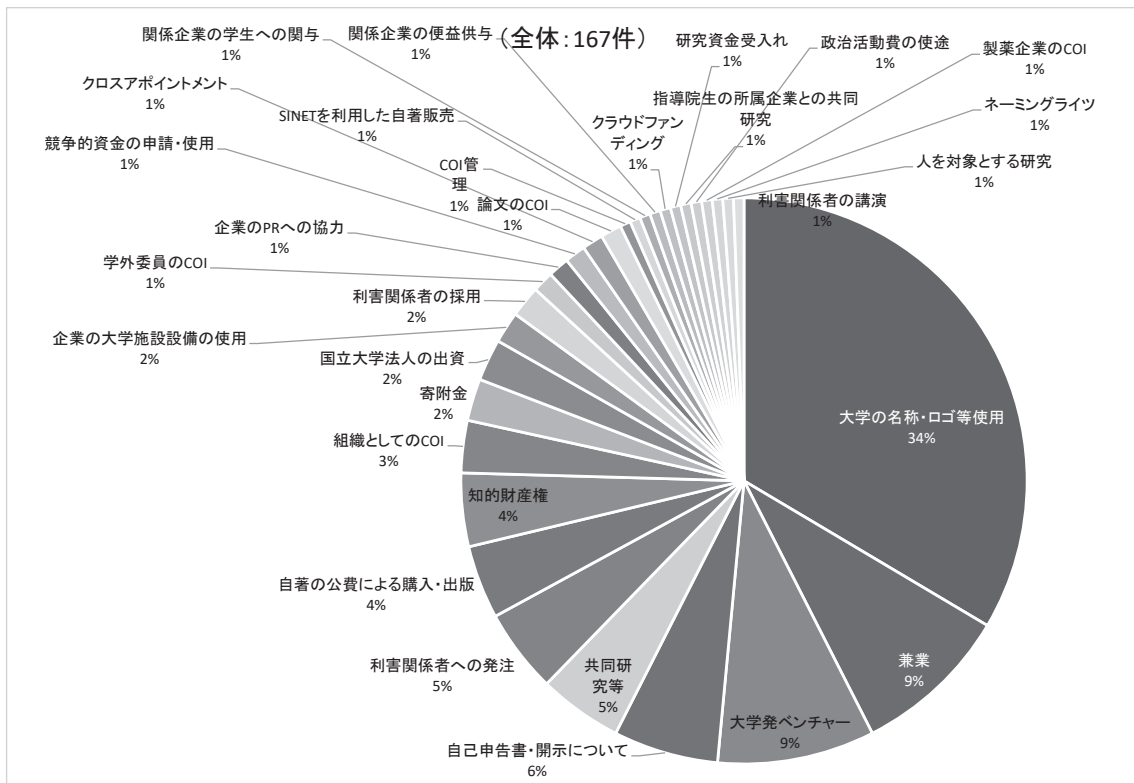
定期的な自己申告書によるマネジメントとともに、日常的な相談に対応することにより、問題が大きくなることを事前に防止する効果を期待することができるようになった。



図II-3 筑波大学における利益相反の相談件数の推移



図II-4 相談のあった部署等の内訳



図II-5 相談内容の内訳

7. 利益相反委員会の開催

第20回利益相反委員会が2021年10月1日（金）に開催され、2020年度の筑波大学における産学連携活動に係る個人的な利益の報告に関して審議が行われた。これについては直ちに学長による勧告を行わなければならない事例はなかった。また、2020年度の利益相反に関する相談内容と回答の代表的な事例について報告し、質疑応答を行った。

(1) 利益相反委員会委員

所属	職名	氏名
本部	研究担当副学長	和田 洋 ◎
本部	人事担当副学長	加藤和彦 ○
COISEC	室長	境野 明
人文社会系	教授	内藤久裕
ビジネスサイエンス系	教授	潮海久雄
数理物質系	教授	中谷清治
システム情報系	教授	藤川昌樹
生命環境系	教授	青柳秀紀
人間系	教授	濱田 博文
体育系	准教授	足立和隆
芸術系	教授	野中勝利
医学医療系	教授	高橋 智
図書館情報メディア系	准教授	関 洋平
附属病院（医学医療系）	教授	西山博之
国際産学連携本部	本部審議役	西野由高
総務部	部長	佐藤 勤
研究推進部	部長	中塚淳子
産学連携部	部長	犬塚隆志
病院総務部	部長	高見澤昭彦
COISEC	利益相反アドバイザー・准教授	新谷由紀子

※2022年4月1日現在。◎は委員長、○は副委員長

(2) 第20回利益相反委員会議事次第

ア. 日 時：2021年10月1日（金）10：00～10：40

イ. 場 所：オンライン会議（Teams）

ウ. 出席者：和田洋（委員長）、加藤和彦（副委員長）、境野明（COISEC）、内藤久裕（人文社会系）、中谷清治（数理物質系）、藤川昌樹（システム情報系）、青柳秀紀（生命環境系）、濱田博文（人間系）、足立和隆（体育系）、野中勝利（芸術系）、関洋平（図書館情報メディア系）、西野由高（国際産学連携本部）、佐藤勤（総務部）、中塚淳子（研究推進部）、犬塚隆志（産学連携部）、高見澤昭彦（病院総務部）、新谷由紀子（COISEC・利益相反アドバイザー） 以上17名（敬称略）
（事務局）小林香織、山口静美

エ. 議 題

(ア) 審議事項

- ①2020 年度産学官連携活動に係る個人的な利益の報告について (案)
- ②2020 年度筑波大学における利益相反マネジメントの状況の公表について (案)

(イ) 報告事項

- ①利益相反問題又は利益相反類似問題の相談等事例について
- ②その他

オ. 配付資料

- (ア) 2020 年度産学官連携活動に係る個人的な利益の報告について (取りまとめ) (案)
・・・資料 1 (機密性 3/回収資料)

- (イ) 2020 年度筑波大学における利益相反マネジメントの状況について (公表案)
・・・資料 2

- (ウ) 2020 年度利益相反問題又は利益相反類似問題の相談等事例について
・・・資料 3 (機密性 2/関係者限り)

- (エ) 利益相反委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・参考資料 1

- (オ) 第 19 回利益相反委員会議事要旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・参考資料 2

- (カ) 利益相反アドバイザーボード委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・参考資料 3

- (キ) 筑波大学における利益相反事例の取扱い改訂第 5 版・・・・・・・・・・・・・・参考資料 4

- (ク) 利益相反事例とその対応に関する Q&A 増補改訂第 3 版・・・・・・・・・・・・・・参考資料 5

- (ケ) 筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室リーフレット・・・・・・・・・・・・・・参考資料 6

- (コ) 筑波大学 利益相反・輸出管理マネジメント室 2020 年度 年報・・・・・・・・・・・・・・参考資料 7

8. 利益相反アドバイザーボードの開催

第17回利益相反アドバイザーボードが2021年10月13日（水）に開催され、利益相反委員会と同様の議題が審議され、意見交換を行った。

（1）利益相反アドバイザーボード委員

所属	職名	氏名
国立研究開発法人産業技術総合研究所	参与	白石重明
国立研究開発法人物質・材料研究機構	理事	谷 広太
常陽銀行	コンサルティング営業部顧問	中嶋勝也
AE海老名・綾瀬法律事務所	弁護士	中道 徹
光田特許事務所	弁理士	光田 敦
株式会社つくば研究支援センター	代表取締役社長	箕輪浩徳
芝浦工業大学	客員教授	油田信一 ◎

※2021年6月24日現在。◎は議長

（2）第17回利益相反アドバイザーボード議事次第

ア. 日 時：2021年10月13日（水）10：00～11：00

イ. 場 所：オンライン会議（Teams）

ウ. 出席者：油田信一（議長）、白石重明、谷広太、中嶋勝也、中道徹、光田敦、箕輪浩徳
の各委員

（大学側）和田洋研究担当副学長、加藤和彦人事担当副学長、境野明室長、新谷由紀子利益相反アドバイザー

（事務局）小林香織、山口静美

エ. 議題

（ア）議長の選出

（イ）2020年度産学官連携活動に係る個人的な利益の報告について

（ウ）2020年度筑波大学における利益相反マネジメントの状況の公表について

（エ）利益相反問題又は利益相反類似問題の相談等事例について

（オ）その他

オ. 配付資料

（ア）2020年度産学官連携活動に係る個人的な利益の報告について（取りまとめ）

・・・資料1（機密性3／回収資料）

（イ）2020年度筑波大学における利益相反マネジメントの状況について・・・資料2

（ウ）利益相反問題又は利益相反類似問題の相談等事例について

・・・資料3（機密性2／関係者限り）

（エ）利益相反アドバイザーボード委員名簿・・・・・・・・・・・・参考資料1

（オ）第16回利益相反アドバイザーボード議事要旨・・・・・・・・・・・・参考資料2

- (カ) 利益相反委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・参考資料 3
- (キ) 筑波大学における利益相反事例の取扱い改訂第 5 版・・・・・・・・参考資料 4
- (ク) 利益相反事例とその対応に関する Q&A 増補改訂第 3 版・・・・・・・・参考資料 5
- (ケ) 筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室リーフレット・・・・・・・・参考資料 6
- (コ) 筑波大学 利益相反・輸出管理マネジメント室 2020 年度 年報・・・・・・・・参考資料 7

9. 広報・普及活動

(1) 研究インテグリティへの対応に関するチラシの作成・配付

研究インテグリティにかかわる利益相反規則の改正に伴い、A4 版表裏のチラシ（日本語及び英語）を作成し、2022 年 3 月に全学に配付し周知した。

(2) 動画の作成と配信

研究インテグリティにかかわる利益相反規則の改正に伴い、「利益相反自己申告制度の変更についてー研究インテグリティへの対応ー」と題する解説の動画を作成し、COISEC のウェブサイト及び「manaba」において公開した。

(3) e-learning の提供

COISEC のウェブサイト及び「manaba」において「筑波大学における利益相反マネジメント」及び「筑波大学における組織としての利益相反マネジメント」の e-learning コンテンツを提供しているが、規則等改正に伴う変更を行った。

(4) ウェブサイトによる情報提供の実施

COISEC のウェブサイトの「利益相反マネジメント」のメンテナンスを行い、最新の情報を提供した。

令和4年4月1日から利益相反のルールの一部が変わります

【背景】大学における研究インテグリティの確保の要請

近年、外国からの資金や新薬による利益相反、買収騒動や特許権出向への対応が顕在化。利益相反管理で、職務上の利益と大学への利益を両立しつつ、研究活動の妨げを避ける。研究活動でも、これらリスクへの対応のため、必要の調整を行うのが無条件ではあり得ない。職務上の利益と大学の利益を両立させることが求められる。

（令和4年4月27日総会イノベーション戦略推進会議での議決方針を決定）(改)

- ① 研究者自身による適切な情報開示
- ② 大学 専攻領域のマネージャーの強化
- ③ 開示の範囲や内容の範囲に関する見直し（各専攻領域ごとにフォローアップを実施）
- ④ 公的資金が関係する研究の事前開示
- ⑤ 競争的資金に申請するものや学内専攻領域決定（令和4年12月17日決定）(改)
- ⑥ 申請者に対し、開示も必要とする支障のある情報の開示、所属機関への適切な報告の義務を定める (改)
- ⑦ 一斉実施に併せ、利益相反、買収等に関する情報の整備の重要性を再示、必要に応じて改定

(注1) 「買収騒動の顕在化」：オープンな競争型取引に代わる閉鎖型取引の増加による買収リスクの顕在化（関係先との交渉に不利に働く買収騒動の発生）
(注2) 「利益相反管理」：買収騒動の発生を防止し、大学の利益と、専攻領域の利益を両立させること。買収騒動の発生を防止し、大学の利益と、専攻領域の利益を両立させること。買収騒動の発生を防止し、大学の利益と、専攻領域の利益を両立させること。
(注3) 競争的資金「競争的資金に関する開示」(令和4年12月17日決定)
① 競争的資金に関する開示：競争的資金に関する開示の重要性を再示し、必要に応じて改定。
② 競争的資金に関する開示：競争的資金に関する開示の重要性を再示し、必要に応じて改定。
③ 競争的資金に関する開示：競争的資金に関する開示の重要性を再示し、必要に応じて改定。
④ 競争的資金に関する開示：競争的資金に関する開示の重要性を再示し、必要に応じて改定。
⑤ 競争的資金に関する開示：競争的資金に関する開示の重要性を再示し、必要に応じて改定。
⑥ 競争的資金に関する開示：競争的資金に関する開示の重要性を再示し、必要に応じて改定。
⑦ 競争的資金に関する開示：競争的資金に関する開示の重要性を再示し、必要に応じて改定。
⑧ 競争的資金に関する開示：競争的資金に関する開示の重要性を再示し、必要に応じて改定。
⑨ 競争的資金に関する開示：競争的資金に関する開示の重要性を再示し、必要に応じて改定。
⑩ 競争的資金に関する開示：競争的資金に関する開示の重要性を再示し、必要に応じて改定。
⑪ 競争的資金に関する開示：競争的資金に関する開示の重要性を再示し、必要に応じて改定。
⑫ 競争的資金に関する開示：競争的資金に関する開示の重要性を再示し、必要に応じて改定。
⑬ 競争的資金に関する開示：競争的資金に関する開示の重要性を再示し、必要に応じて改定。
⑭ 競争的資金に関する開示：競争的資金に関する開示の重要性を再示し、必要に応じて改定。
⑮ 競争的資金に関する開示：競争的資金に関する開示の重要性を再示し、必要に応じて改定。
⑯ 競争的資金に関する開示：競争的資金に関する開示の重要性を再示し、必要に応じて改定。
⑰ 競争的資金に関する開示：競争的資金に関する開示の重要性を再示し、必要に応じて改定。
⑱ 競争的資金に関する開示：競争的資金に関する開示の重要性を再示し、必要に応じて改定。
⑲ 競争的資金に関する開示：競争的資金に関する開示の重要性を再示し、必要に応じて改定。
⑳ 競争的資金に関する開示：競争的資金に関する開示の重要性を再示し、必要に応じて改定。

Some of the Rules on Conflicts of Interest of the University of Tsukuba to Be Amended as of April 1, 2022.

Background: The government's new policy requests each university and research institution to foster research integrity.

- Recently, the government's new policy requests each university and research institution to foster research integrity.
- High countries including the U.S. have been taking countermeasures while emphasizing international research cooperation and respecting the freedom of academics and other research institutions.
- It is also vital for Japan to build a research environment that is internationally credible in order to handle these risks and promote necessary international cooperation and exchange.

The following government policy was decided by the Council for Integrated Innovation Strategy on April 27, 2022 (PM 11:00):

- Reinforce the appropriate disclosure of information on their side.
- Strengthen the management of operations such as universities and research institutions.
- Discipline and enhance data regarding the development of related regulations and systems.
 - It is to be followed up by the competent authority at the local level (see 2022).
- A public funding agency to verify an application when it is filed.
 - It is to be followed up by the competent authority at the local level (see 2022).

When filing an application for research funds to a public funding agency, the principal researcher and other research team members should be responsible for providing information on the status of application and completion of other competition research, progress or other research systems, and all application items they currently work on their job files, in an application document and/or a common system. If there is a clear intention in the application document and/or common system, the application may be rejected, the acceptance of the application may be cancelled, or no award funds may be allocated.

When filing an application for research funds to a public funding agency, the principal researcher and other research team members should be responsible for providing information on the status of application and completion of other competition research, progress or other research systems, and all application items they currently work on their job files, in an application document and/or a common system. If there is a clear intention in the application document and/or common system, the application may be rejected, the acceptance of the application may be cancelled, or no award funds may be allocated.

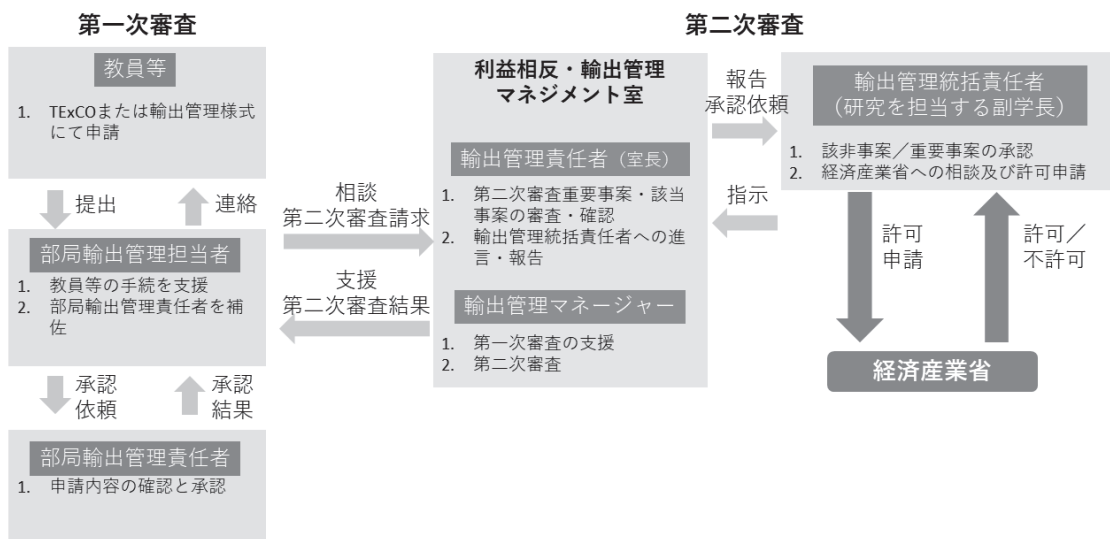
Ⅲ. 安全保障輸出管理

1. 筑波大学の安全保障輸出管理審査の概要

大量破壊兵器等が国際社会の安全性を脅かす国家やテロリスト等に渡ることを防ぐことは、国際的な課題となっている。日本においては、大量破壊兵器や通常兵器の開発・製造等に関連する資機材や関連汎用品の輸出及びこれらの関連技術の非居住者への提供等について、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」という。）に基づき、必要最小限の管理が実施されている。

外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、経済産業大臣の許可を受ける必要がある。外為法等の規制は、核不拡散条約、生物兵器禁止条約、化学兵器禁止条約等の条約に基づくものと、先進諸国等が中心となって参加する国際的な輸出管理に関する合意（国際輸出管理レジーム）等に基づくものがある。

筑波大学では、留学生・外国人研究者の受入、技術の提供や貨物の輸出を行おうとする教員等は、第一次審査として当該技術等がリスト規制に該当するかどうかの該非判定、及び需要者・用途を確認しなければならない。このため、確認シートを作成し、該非判定書、取引審査票を添付して、部局輸出管理担当者の第一次審査を経由し、必要に応じて COISEC に第二次審査を請求する。その結果、経済産業大臣の許可が必要と判断された場合は、輸出管理責任者（COISEC 室長）が輸出管理統括責任者（研究担当副学長）承認の上、学長名にて許可申請を実施する（図Ⅲ-1）。



図Ⅲ-1 筑波大学における輸出管理審査の流れ

2. 輸出管理規則等の改正

近年、安全保障に関連する機微技術流出の懸念が拡大する中、2021年6月、「経済財政運営と改革の基本方針2021」等において、「みなし輸出」管理の明確化を「2022年度までに実施」することが閣議決定された。関連する省令・通達の改正については、パブリックコメントの実施後、11月18日に公布、公表され、同省令・通達については、令和4（2022）年5月1日施行となった。

経済産業省では、省令・通達に基づき大学・研究機関向けに「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第四版」を作成し、各機関での規則等整備強化を求めている。本学では、既に安全保障輸出管理規則を制定し、安全保障輸出管理を適切に実施しているが、今回の省令・通達およびガイダンスにおける改正点を踏まえ、2021年度は以下の改正を行った。

ア. みなし輸出管理の明確化への対応

- ①特定類型該当性の確認について、学生・教職員の受入時に行うこと。
- ②技術提供可否の事前確認に際して、技術提供相手先の基本情報として、相手先の特定類型該当性について確認すること。
- ③輸出管理帳票類の改正（「確認シート」、「取引審査票」と追加（「類型自己申告書」、「誓約書」）

イ. 輸出管理統括責任者の業務追加（特定類型該当者の把握）。

ウ. 部局輸出管理責任者の見直し

エ. 法令および当該規則の違反に対する罰則規定の明記（追加）

オ. 施行期日：令和4（2022）年5月1日

3. 輸出管理システム（TE_xCO）の改善と改修

- ①留学生受入システムにおいて、教職員からの指摘・要望事項等を検討し、設問（例：技術の提供）を分かりやすい表現に変更し、申請者の理解を高めた。
- ②輸出管理システムにて発番されるレファレンス番号のアルゴリズムを見直し、得られる情報（責任者承認の有無、輸出管理サブシステム番号）の改善を行い申請者・部局輸出管理担当者の利便性向上を図った。
- ③「みなし輸出」管理明確化に係る規則改正（令和4（2022）年5月1日付）に伴うシステム改修について準備を開始した。

4. 輸出管理体制の強化と充実

(1) 専門人材の強化拡充

輸出管理マネージャーに加え、2021年8月に輸出管理アシスタント・マネージャーを新規採用し、専門人材の強化拡充を図った。

(2) 部局輸出管理担当者連絡会議／情報交換会

部局輸出管理担当者連絡会議を開催し、各部局間の共通課題に対応するとともに、情報共有を行い、相互コミュニケーションの向上と連携強化を図った。

また、部局における申請取次窓口を担当する部局輸出管理担当者全員を対象とした輸出管理連絡会を11月と2月に開催したほか、留学生の審査を担当する部局輸出管理担当者を対象とした情報交換会を、2021年度中に計3回開催した。

(3) 輸出管理人材の裾野拡大

本学の輸出管理人材の裾野拡大を図るため、部局輸出管理担当者と関係者に一般財団法人安全保障貿易情報センター（CISTEC）による安全保障輸出管理実務能力認定試験の取得について奨励し、支援を行った。

2021年度は、COISEC所属者を含め、新規にAssociate（初級）4名、Advanced（中級）2名、Legal Expert（法令・上級）1名が合格した。累計はAssociate 17名、Advanced 6名、Legal Expert 3名、Expert（総合・上級）2名となった。

5. 教員向け輸出管理啓発活動の実施

外為法等に基づく輸出管理規制と大学における輸出管理の必要性の認識向上及び本学の手続・管理業務について理解促進を図るため、大学における安全保障輸出管理について啓発活動を実施した。

(1) 大学院教育会議 (2021年6月15日)

国際連合安全保障理事会の北朝鮮制裁委員会専門家パネルで公表された報告書で、国連決議違反をして金日成総合大学と学術交流をおこなっている世界各国の「姉妹大学」が公表された(5月31日)。違反が疑われる28大学の中に、本学との協定校、外国ユーザーリスト掲載大学も含まれているため、大学院担当教員に改めて学内輸出管理手続の徹底を依頼した。

(2) オープンファシリティ推進室 (2021年10月20日)

筑波大学共用機器を管理し、学内外の大学・研究機関による共同利用を推進しているオープンファシリティ推進室と情報交換会を実施した。保有機器の概要と研究機器に係る輸出管理の実施状況を確認するとともに、輸出管理を取巻く最近の動向と本学の輸出管理手続について説明した。(境野)(川島)

(3) 生命環境系運営委員会 (2021年11月10日)

生命環境系長の要請を受け、運営委員会において「安全保障輸出管理を取り巻く最近の動向と本学の輸出管理」と題し講演を行った。学内外のヒヤリ事例を折り込み、昨今の安全保障環境の変化を鑑み事前手続の徹底を強調した。(境野)。

(4) システム情報工学研究群 (研究群長、部局輸出管理担当者、その他) (2021年12月22日)

部局より要請を受け、「大学院入試における輸出管理手続」について説明を行った。関連法令と学内規則の法令根拠と関係について説明・討論を実施。(境野、川島、杉浦)

6. 部局輸出管理担当者向け輸出管理啓発活動の実施

(1) 情報交換会

月日	演題	説明者	場所	出席者数 (人)
4月27日	(1)安全保障輸出管理の概要と最近の動向 (2)本学の輸出管理と新輸出管理システム (TExCO) について (3)質疑応答、意見交換 (4)その他	境野 川島	総合研究 A107 会議室	23
6月22日	(1)安全保障輸出管理の最近の動向と他 大学の取り組み事例について (2) 輸出管理実務と法令との関係につい て (3)質疑応答・意見交換 (4)その他	境野 川島	総合研究 A110 公開会議 室	20
9月7日	(1)令和3年度大学等向け安全保障貿易 管理説明会（オンライン）の視聴 (2)最近のトピックスについて (3)Q&Aの更新について (4)質疑応答・その他	境野 川島	3B213 プレゼン テーショ ンルーム	18

(2) 輸出管理連絡会

月日	演題	説明者	場所	出席者数 (人)
11月9日	(1)最近の安全保障輸出管理の動向と課 題 (2)本学における輸出管理手続きの概要 (3)輸出管理実務と事例紹介 (4)質疑応答・お知らせ	境野 川島 杉浦	オンライ ン開催	47
2月22日	(1)「みなし輸出」管理の強化等に伴う本 学の対応について (2)質疑応答・お知らせ	川島 杉浦	オンライ ン開催	64

7. 学外向け輸出管理講演と情報交換

(1) RA 協議会第 7 回年次大会への参画

2021 年 9 月 15 日、RA 協議会第 7 回年次大会にて、文部科学省、名古屋大学、九州大学と共同で「研究インテグリティにどう向き合うか?」と題しセッション発表と討議を行った。本学からは「研究インテグリティ確保に向けた技術提供管理について」と題し、留学生受入と共同研究に係る技術提供管理の特徴と今後の課題について講演した。(オンライン開催)

(2) 高エネルギー加速器研究機構 (KEK) との情報交換

2021 年 10 月 14 日、KEK と筑波大学の研究推進部及び COISEC とで、安全保障輸出管理及び研究インテグリティに関する情報交換会を開催した。相互の活動概要と安全保障輸出管理の現状及び「みなし輸出」明確化への対応、研究インテグリティ確保に向けた今後の課題について両者のプレゼンと質疑応答を実施した。今後は他機関にも声をかけ、近隣 3 機関で定期的に情報交換会を継続する旨を確認した。(於筑波大学)

(3) 茨城県警察本部、つくば警察署によるヒアリング対応

2021 年 11 月 19 日、茨城県警察本部とつくば警察署から要請を受け、本学の安全保障輸出管理に係る訪問ヒアリングに応じ、本学の国際化と輸出管理手続等について説明、質疑応答を受けた。(於筑波大学)

(4) つくば 3 機関情報交換会

2021 年 12 月 7 日 KEK、物質・材料研究機構(NIMS)、筑波大学の研究推進部及び COISEC で、安全保障輸出管理について情報交換を行った。特に令和 4 (2022) 年 5 月 1 日に施行される「みなし輸出」管理明確化対応について、各機関における準備状況と課題について情報と意見交換を実施した。(於 KEK)

(5) 名古屋大学との情報交換会

2022 年 1 月 20 日 名古屋大学の輸出管理部門と情報交換会を開催した。研究インテグリティ及び「みなし輸出」管理明確化に特化して、規則改正と学内関係部門との連携、関連様式含む新規手続と具体的運用等について、名古屋大学の先進的な取組みについて説明を受けるとともに、相互の情報と意見交換を実施した。(於名古屋大学)

(6) つくば 4 機関情報交換会

2022 年 3 月 4 日 NIMS、KEK、産業技術総合研究所 (AIST)、筑波大学 COISEC で、「みなし輸出の明確化」「研究インテグリティ」「CP 通達改正に伴う CP の変更」等の進捗状況について情報交換を行った。今回から AIST も加えて 4 機関の情報交換会となった。(於

NIMS)

(7) 経済産業省貿易管理部からの依頼による「令和3年度貿易管理普及研修」での講義

2022年3月15日 経済産業省貿易管理部からの依頼により、経済産業省及び貿易管理関係行政機関の職員を対象とした令和3年度防衛管理普及研修会において「大学における安全保障輸出管理」と題した講義をおこなった。(オンライン開催)

(8) 東北大学との情報交換会

2022年3月25日 東北大学の総務企画部法務・コンプライアンス課と情報交換を行った。「みなし輸出」管理規制強化対応に係る東北大学の取り組みに関して、特に学生の特定類型該当性の確認について学内関係部門との連携、関連様式含む新規手続等具体的運用に関する説明を受けた。また、相互の情報と意見交換を実施した。(於東北大学)

8. 広報普及活動

(1) 学内ウェブサイトによる情報提供の実施

COISEC のウェブサイト「安全保障輸出管理」にて、最新の情報を提供した。

- ア. 法令改正に伴う項目別対比表の更新
- イ. 輸出管理に関する Q&A の更新
- ウ. 経済産業省のユーザーリスト、大学向けガイダンス等の最新情報を提供
- エ. みなし輸出管理明確化に伴う「特定類型」についてのメニューを新設し、参考資料、リーフレット、Q&A を掲載

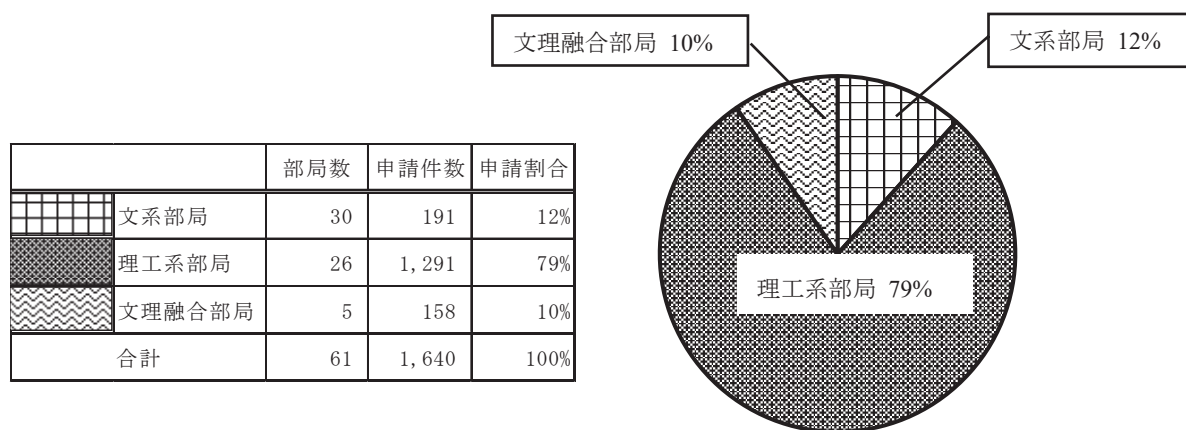
9. 事前確認手続の実績

輸出管理手続の事前確認取扱い件数について、2021年度の実績データを図III-2に示す。

手続種別は、海外出張、留学生等の受入れ、訪問者・研究者の受入れ、貨物の輸出、国内における技術の提供に係る事前確認である。申請件数の合計は1,640件であり、新型コロナウイルスの感染拡大防止の影響で海外出張及び訪問者・研究者受入れが減少した昨年度に比べてやや回復傾向にある。

海外出張および訪問者・研究者受入れは、コロナ前に比べるとやはり少ないが、技術の提供件数は、オンラインでの国際学会発表などにより倍増している。

図III-2 2021年度手続別事前確認取扱い件数



部局等 輸出管理種別	部局			合計	合計	
	文系	理工系	分離融合	2021年度	2020年度	2019年度
海外出張	14	74	20	108	26	1,216
留学生受入れ	162	864	117	1,143	1,028	1,076
訪問者・研究者受入れ	15	145	21	181	110	1,085
貨物の輸出	0	71	0	71	59	151
技術の提供	0	137	0	137	74	57
合計	191	1,291	158	1,640	1,297	3,585

(部局取扱い件数を含む)

10. 各部局からの輸出管理相談対応

2021年度に各部局より COISEC に依頼のあった主要な相談案件。

年月	依頼元	相談種別
2021年4月	産学連携部	技術提供
2021年5月	システム情報エリア支援室	留学生
2021年6月	数理物質エリア支援室	留学生
2021年7月	アイソトープ環境動態研究センター	共同研究
2021年9月	産学連携部 医学医療系	技術提供
2021年9月	生命環境エリア支援室	共同研究 訪問者
2021年11月	各部局	留学生／訪問者・研究者受入れ コロナ禍による期間変更について
2022年1月	システム情報エリア支援室	技術提供
2022年3月	医学医療エリア支援室	研究者受入れ
2022年3月	オープンファシリティ推進室	訪問者・研究者受入れ

IV. 研究・教育活動

1. 主要な研究活動

(1) 大学の利益相反アドバイザー養成のためのカリキュラム及び教材に関する研究開発 (科学研究費補助金基盤研究 (C) (一般) (2021~2024) / 新谷由紀子ほか)

産学連携を推進するに伴い、大学に利益相反問題が生じてくることは避けることができない。こうした大学での利益相反問題に対処するため、これまで文部科学省が主導して各大学における利益相反委員会の設置など利益相反マネジメントの体制が整備されてきたが、種々の調査研究等から、これらのマネジメントの実質が備わっていないことが明らかとなってきた。

利益相反委員会に関しては、利益相反の知識が十分でない者が委員に就任することも多く、また、通常数年の任期で交代してしまい、知識や経験が蓄積されないため委員が変わるごとに判断が変わってしまうおそれもある。また、会議の招集を待って対応していたのでは、増大する利益相反問題に迅速に対応できないという問題もある。

大学の利益相反マネジメントを実質的なものとするためには利益相反に関連した幅広い知識を持つ利益相反アドバイザーを養成・配置して安定的に対応することが効果的であり、利益相反アドバイザーを養成するためのカリキュラム及び教材に関する研究開発を進めることが本研究の課題である。

2021年度は、大学の産学連携活動等の現場で具体的にどのような利益相反事例が起きているかという調査を実施した。当該事例に係る利益相反問題を明確化して、利益相反アドバイザーに求められる知識と、対応に必要な技術・態度等を網羅的に整理し、それらをもとにカリキュラム及び教材の開発を目指す。このため、産学連携活動を活発に展開している国公立大学50大学において無作為抽出した500人の教員と、併せて各大学の利益相反/産学連携担当の部課長/教員等を対象にアンケート調査を実施した(調査実施日:2021年6月14日、締切日:2021年7月15日)。この調査結果については、2021年11月に報告書「大学における利益相反問題の具体的事例に関する調査研究」にまとめて90部印刷し、関係各所に配付するとともにCOISECウェブサイトやつくばリポジトリで公開した。論文作成や学会発表の準備にも取り組んだ。

(2) 技術倫理と研究倫理の不正事例から見た組織的課題に関する一考察(新谷由紀子)

技術倫理は、主として企業で起きる技術上の事件や事故に関わるものである。そこでの課題は当事者本人に関わるものがあるのは当然ながら、営利を目的とした企業においては組織そのものの在り方の問題がより本質的なものであることが推測される。これに対して、大学等における学術研究の過程で起きた研究不正については、これまで当事者本人の問題として当該本人の責任が追及され、その所属組織の在り方が問題とされることは稀であった。

しかしながら、大学等においても、当事者本人の問題だけではなく、研究不正を起こした所属組織の在り方についても問題があったことが想像される。そこで、技術倫理と研究倫理の代表的な不正事例を取り上げ、特に組織がどのように関わったかを分析し、それぞれの課題を明らかにして比較検証することによって、今後の効果的な改善方策を提案することを目的として研究を行った。成果は論文にまとめ、2021年4月発行の学会誌に掲載された。また、特に研究不正はいかにして起きるかという課題で、特に組織との関りについて2021年6月に学会発表を行った。

2. 教育活動

(1) 学内

ア. 授業：数理物質科学研究群化学学位プログラム「企業研究者概論」において、「利益相反」、2021年4月27日（火）10：30～2021年5月11日（火）0：00（オンデマンド）（新谷由紀子）

イ. 授業：生命地球科学研究群生物資源科学学位プログラム「研究コンプライアンス（生命科学）」において、「利益相反とは何かー科学研究と利益相反ー」、2021年7月5日（月）12：00～2021年7月25日（日）0：00（オンデマンド）（新谷由紀子）

(2) 学外

ア. 早稲田大学グローバルエデュケーションセンター授業（大学院生（修士課程・専門職学位課程・博士課程）・学部生（3・4年生））：「研究倫理概論」において、「利益相反問題はなぜ重要かー科学研究に対する信頼を取り戻すためにー」、2021年6月10日（木）～6月23日（水）、2021年12月5日（日）～12月18日（土）（オンデマンド）（新谷由紀子）

3. 論文・著作等

(1) 査読付き論文

ア. 技術倫理と研究倫理の不正事例から見た組織的課題に関する一考察、新谷、文理シナジ
ー、第 25 巻第 1 号、pp.7-18 (2021)

(2) 著作

ア. 大学における利益相反問題の具体的事例に関する調査研究、新谷、菊本、JSPS 基盤研
究 (C) 成果物、全 101 頁 (2021)

イ. 研究不正はいかにして起きるか—特に組織との関りについて、新谷、菊本、産学連携学
会第 19 回大会講演予稿集、pp.83-84 (604C1100-1) (2021)

COISEC の研究活動の詳細はこちら

→<https://coi-sec.tsukuba.ac.jp/management/research/>

4. 発表・講演等

(1) 学会発表

ア. 研究不正はいかにして起きるか—特に組織との関りについて、新谷、菊本、産学連携学会第19回大会、2021年6月4日、オンライン開催 (Teams)

イ. 産学連携学会第19回大会への参画

「安全保障輸出管理に関する取り組み」と題し、名古屋大学、大阪大学、九州大学の各輸出管理責任者とのオーガナイズド・セッションにて「筑波大学における留学生等受入時の安全保障輸出管理の取り組み」について講演、(境野)。産学連携学会第19回大会、2021年6月4日、オンライン開催 (Teams)

(2) 学外講演

ア. 研究インテグリティへの対応と分野を問わず生じ得る利益相反事例、新谷、大学共同利用機関法人4研究機構(人間文化、自然科学、高エネ、情報・システム)利益相反研修、2022年3月22日、オンライン開催 (Zoom)

(3) 学内講演

ア. 安全保障輸出管理の要点と本学の取組み、境野、令和3年度第2回全学FD研修会、COISEC主催、2021年5月18日、オンライン開催 (Teams) (I 2 (1) の再掲)

イ. 利益相反の概念と事例への対応、新谷、令和3年度第2回全学FD研修会、COISEC主催、2021年5月18日、オンライン開催 (Teams) (I 2 (1) の再掲)

ウ. 利益相反自己申告制度の変更について—研究インテグリティへの対応—、新谷、利益相反規則改正に関する説明、COISEC主催、2022年3月3日～、オンデマンド (COISECのウェブサイト及びmanaba) (II 9 (2) の再掲)

発行日 2022年7月

発行者 国立大学法人筑波大学

利益相反・輸出管理マネジメント室

連絡先 筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室

〒305-8577 茨城県つくば市天王台 1-1-1

TEL 029-853-2877

FAX 029-853-5816

E-mail coisec@un.tsukuba.ac.jp

URL <https://coi-sec.tsukuba.ac.jp/>

Access

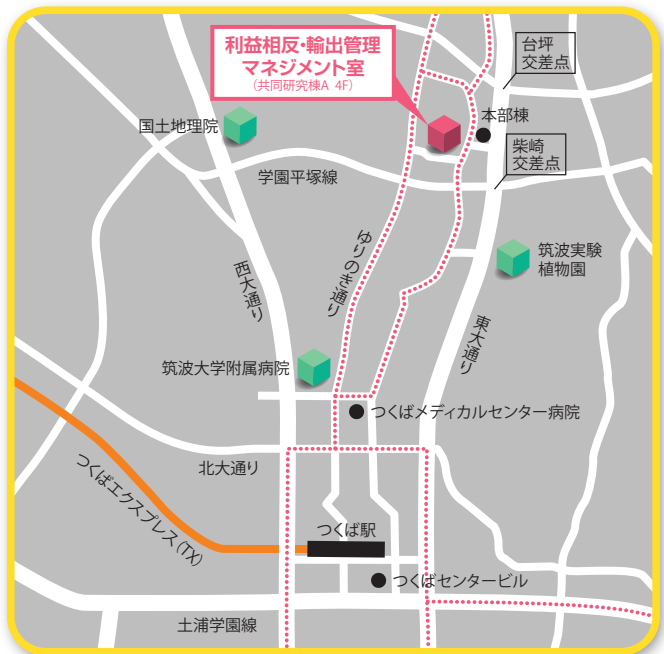
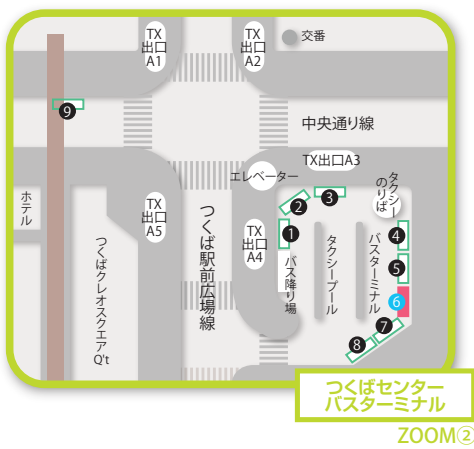


- ① 筑波山方面
- ② つくばバス (南部シャトル・上郷シャトル)
- ③ つくばバス (北部シャトル・小田シャトル)
- ④ ひたち野うしく駅・荒川沖駅方面
- ⑤ 土浦駅・筑波大学病院方面
- ⑥ 筑波大学方面
- ⑦ 高速バス東京駅・土浦イオンSC
- ⑧ 高速バス (羽田・成田空港等) ※土・休日のみサイエンスツアー
- ⑨ 臨時バスのりば

▶つくばセンター(つくばエクスプレス「つくば駅」下車A3出口)バス停は6番乗り場。左回り(約12分)でも右回り(約20分)でもいずれでも利用可。「大学公園」下車。徒歩2分。

▶東京駅八重洲南口～[高速バス/約75分]～[筑波大学]下車徒歩4分。

▶車利用の場合:常磐自動車道桜・土浦インターから8.5Km。



ZOOM ③

